



# 女の空間 NPO 会報

第62号  
2018年7月

発行 特定非営利活動法人 女の空間NPO  
〒153-0061 東京都目黒区中目黒1-4-18-401  
TEL&FAX 03-3711-5054  
発行人 長沖暁子

office@space-for-women.org  
http://www.space-for-women.org

## かおりさん、ありがとう。

長沖暁子

女の空間NPOの初代理事長だった大島かおりさんが5月8日にお亡くなりになりました。女の空間NPOはかおりさんの情熱的な意思と、一方で冷静な思考なしに設立できなかったと思います。皆さんにご報告するとともに、ご冥福をお祈りしたいと思います。

それにしても、かおりさんのいくつになっても旺盛な好奇心と的確な批判精神にはいつも敬服していました。1980年代の終わり頃、かおりさんのお家に伺ったのが初対面だったと思います。おいしいお酒をいただき、すっかり酔っぱらった私はお家に寝かせていただきました。初対面でこのような振る舞いを許してしまう包容力と徹底した批判力の両方が同居するところがかおりさんの不思議な魅力でした。

女の空間の現在の事務所は元々かおりさんのマンションで、翻訳家の女性たちとの勉強会に使われ、かおりさんを含めた11人の女たちで『不妊』（91年刊行）の翻訳を始めたときには仕事場となり、その後この本の反響から作られた不妊の自助グループ「フィンレージの会」の事務所としても使われました。このマンションを女たちのために活かしたいと思うかおりさんの意思から、2002年に女の空間NPOが設立され、マンションはNPOに生前贈与されました。

かおりさんはあまりおしゃべり会の話し手にはなっていないのですが、2006年に「13歳の戦後」というお話をされ、「戦中の体験は戦後のネガ像であり、優等生じゃなく、体力的にも軍国少女になれなかったのが、かえってよかったのかもしれない。戦争のトラウマを語る人は多いが、マイナスの体験やコンプレックスは、一方でばねになったと思う。」と旺盛な好奇心と批判精神の元になった、敗戦前後の体験を語ってくださいました。

また2013年の「葬送シミュレーションしてみよう」という会では、いろいろ考えた結果、家族だけで一晩偃でもらい、そのまま火葬場へ運んでもらうという結論になったと話されました。なぜ血縁を超えた関係を考えてきたのに最後は家族なの？とその前から疑問を呈していた私に、その代り女の空間で棺にかけられるキルトを作って、皆でそれを使うというのはどうだろうかとの提案がありました。その後もずいぶん食い下がりましたが、その意思は変わりませんでした。でも、キルトはその年のうちにできあがりしました。あれだけこだわっていたキルトをお棺にかけたいとご家族から電話をいただいたとき、本当にご家族ともきちんと話されていたのだということをおぼろげに認識し、感銘しました。

かおりさんは2014年の12月31日に倒れられ、約3年半一度も意識を戻さないままでした。このような形になるとはかおりさんも想定していなかったとは思いますが、家族だけでとのかおりさんの意思で、私たちはお会いすることができませんでした。寝ている間に何を考えたのか、きつとかおりさんも伝えたかったらと思うけど、もうお話を聞くことはできません。これが少しだけ心残りです。かおりさんほどの行動力と思考はないけれど、かおりさんの女たちに伝えていきたい、遺していきたいという情熱は引き継いでいくので安心しておやすみください。

### 定例会

- 8月5日(日)13:30~16:00
- 9月2日(日)13:30~16:00
- 10月8日(月・休)

13:30~16:00

\*日時が変更となることもありますので、ご出席の方は直前にお確かめください。

### おしゃべり会



- 7月16日(月・休)
- 13:30~16:00  
アーカイブ「富山妙子さんと大島かおりさんの対談(2010年録音)を聞きながら」

- 8月(休会)
  - 9月24日(月・休)
- 13:30~16:00  
「女性監督の映画を観て話そう Part 5」

### 女の空間カフェ



第2&第4月曜日 14:00~21:00

- 7月 9日、23日
- 8月27日
- 9月10日、24日

※ 8月13日はお休みします。

※ 9月24日13:30~16:00「おしゃべり会」、カフェは16:00~です。

\*すべての会場は、女の空間NPO事務所です。

\*予約は必要ありませんが、初めていらっしゃる方はメールでご連絡願います。  
office@space-for-women.org

\*詳細は最終ページ、またはwebサイトをご参照ください。  
http://www.space-for-women.org

# おしゃべり会報告

2018年5月18日(金)

「～忘れてほしゅうない～強制不妊手術を知る」

話し手 長沖暁子

今回のおしゃべり会は、現在大きく報道されている優生保護法下の「強制不妊手術」を、当事者として告発した『忘れてほしゅうない～隠されてきた強制不妊手術』(2004年 優生思想を問うネットワーク)のDVDを見た後、現在の状況について話しました。

ビデオはスタートから引き込まれました。佐々木千津子さんは脳性まひによる身体マヒがありますが、24時間介助を受けながら楽しい自立生活を送っている様子が描かれています。

しかし、20歳の時、施設に入所するにあたり子宮摘出を条件とされました。本人はそれが何を意味するかを十分に理解ができないうまま、痛くない方法として、子宮摘出手術ではなく子宮にコバルト照射を受けたといいます。照射後から体調不良と痛みに苦しめられ大量の薬を現在も服用しています。

その後、施設を出て自立する暮らしを選び、勝ちとります。コバルト照射がどれだけ不合理で、自分自身が女性の身体であることを否定され、自己決定権を踏みにじられたかが描かれていました。大きな問題を提起しながら、千津子さんの明るさに支えられ、元気をもらえる映像です。みなさまに、ぜひ観ていただきたいと思います(千津子さんは2013年急逝されました)。

1948年から1996年まで日本に存在した優生保護法では本人の意思に関わらず不妊手術をすることが認められていました。この法律が戦後にできた法律であることにも驚きましたが、人口政策として障害者を産児制限の対象にすることは、不当だとは思われていなかったということでした。

現在、「強制不妊手術をめぐる訴訟」に対して、

国側は当時合法だったと反論し、争う姿勢でいます。全国被害者弁護団が主催した2018年6月6日の集会には、国会議員を含む50人が参加し、国賠訴訟を起こした原告と家族4人が「国は全ての被害者に対し、早急に謝罪し、適切な補償を」「家族や医師は名乗り出て真実を語って」と訴えています。(日経夕刊6/7)

憲法で基本的人権が認められていたのに、無視されていることをいまになって知りました。これはすべての国民に向けられた支配者の暴力です。いま、何が起きているのか、何が変なのか、何かおかしくないかという琴線に触れるようなことがらがあったら、流さないで立ち止まりたいと思いました。

(のりこ)

2018年1月30日に全国で初めて宮城県に住む佐藤由美さん(仮名)が国家賠償請求訴訟を仙台地方裁判所に起こしました。それをきっかけに、メディアが大きく取り上げ、地方自治体や国会議員も動き出し、他の訴訟も次々に起きるなど、大きな動きが起きています。

佐藤さんのケースでは法律で認められていた遺伝的な障害ではないのではありません。また佐々木千津子さんの場合のように、優生保護法で認められていた不妊手術(卵管結紮・精管結紮)以外の方法で子どもができないようにされていたケース(例えば子宮摘出や睾丸摘出など)も全国で多数行なわれていたことが明らかになっています。

優生思想のもと、子どもを持たないことを強制された人々への強制不妊手術に対する怒りを共有するとともに、一方で政治家たちの「健全な」人々には産むことへの強制。どちらもなくならない限り、リプロダクティブ・ライツは実現しないということを忘れてはいけないと思います、と



いうことを伝えなかったのですが、うまく伝わった  
でしょうか？

(さとこ)

改めて感じた。一人暮らしを全うしたいからね。  
明日は第一弾、人間ドックに行ってきます。

(れいこ)

2018年6月24日(日)

「成年後見制度から考える、私たちが欲しい  
支援 part V」

丸山則子

虎穴に入らずんば、虎児を得ず

今回のおしゃべり会は、さながら相談会に同席  
させてもらって、そのやりとりの中から、自分が  
これからどうしていけばいいのか、エッセンスを  
いただくというとても贅沢な体験をさせていただ  
いた。

私たちがほしい後見人制度、ということは、現  
状の後見人制度のどこが使い勝手がよくないの  
か？ どこが足りないのか？ それを知る一番  
わかりやすい方法は、実際に後見人やサポート活  
動をやることだと教えられた。どんなこと  
をやっているのか、やってみなくてはわからない。  
「人のためにやっているようだけど、結果的に自  
分のためになっているの。」

参加者のうちお二人は、身近な人が、一人暮ら  
しが無理になったという場面に直面して、自分自  
身はこの先大丈夫なんだろうか？と他人事では  
なく、我が事として参加されたのだと思った。

自分が一人で最後まで自分の希望にそうよう  
に暮らしていくには、知恵が必要だ。できなくな  
る前に、住んでいる地域の社会的資源を知ってお  
く。そして孤立しないために自分から意図的に周  
囲の人と繋がっていく。たとえばマンションの管  
理組合で1週間姿をみかけなかったら報告する  
とか、給食サービスやデイサービスを利用して誰  
かが訪ねてくるようにするとか、内湯があっても  
銭湯に行くとか、人の目があるように予防措置を  
しておく。

なるほど。動けるうちに、動くことが大事だと

今回、新しい方がお二人参加されました。成年  
後見制度について知りたい興味がある。成年後見  
制度について話しながら、～私たちが欲しい支援  
～って何かを言語化することが必要だというこ  
とでした。

支援を受けるのは受動的なことではなく能動  
的なことなのだと思います。なぜなら「私が必要  
とする支援」「私が欲しい支援」を具体的に示し  
ながら現実化させることになるからです。今日を、  
明日を私らしく暮らし生きていく権利があるの  
ですから。

一方で、地区町村の施策や、地域にある支援制  
度や態勢を、社会的資源として知っておかなけれ  
ば損もします。国民として当然受けられる支援を、  
知らないばかりに受けられずにいることもあります。

契約が伴うものや、それに付随するような書類  
には、親族の保証やサインが求められます。友人  
や知人の保証は無効とされる現状があり、首長申  
請の成年後見人を申請する検討会などでもほと  
んど親族にしか声がかかりません。親族と関わり  
たくない、交流がない、もういないなど様々な事  
情がある場合もあります。でも、もっと積極的に  
最後まで私が望む暮らしを続けるために、信頼し  
ているパートナー、友人、グループの方々と支え  
合いたいという希望を持つことも必要だと思い  
ます。そのためにも～私たちが欲しい支援～につ  
いて、もっともっとおしゃべりしたいと思いま  
した。

(則子)



